

中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し(管理番号79)

厚生労働省老健局

■提案の具体的内容

- 中山間地域において訪問介護に係る移動時間が適正に取り扱われるよう、介護報酬における移動時間の取扱いの明確化、報酬の算定方法など既存の介護報酬単価の見直し等を求める。

■1次回答

- 訪問介護労働者に係る移動時間及び待機時間の取扱いを始めとする法定労働条件の遵守については、労働基準監督機関において、関係事業者に対する説明会の実施等により、その周知徹底を図ってきたところである。また、令和2年3月30日には、地方自治体の介護保険担当部門に対して事務連絡を発出し、訪問介護における移動時間は、原則として労働時間に該当する旨の周知を図ったところである。
- この点、介護報酬については、サービスに要する平均的な費用(労働時間に対して支払われる賃金等の人件費も含まれる)の額を勘案して設定することとされており、訪問介護における移動時間は、原則として当該労働時間に該当することとなっている。
- 加えて、中山間地域など人員・設備等の基準を満たすことが難しい地域においては、当該基準を緩和した基準該当サービス等の提供が可能であるほか、出張所を設けるなど移動効率を高めるための配置の工夫もなされうるところである。

重点番号12:中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し(厚生労働省)

訪問介護労働者の移動時間の取扱いの周知

訪問介護労働者に係る移動時間の取扱いについては、以下の事務連絡・通知により周知を図っているところ。

2019年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.4) (令和2年3月30日付け事務連絡) (抄)

問18 「9処遇改善加算等の取得要件の周知・確認等について」の「(3)労働法規の遵守について」において、「労働基準法等を遵守すること」とされているが、訪問介護員の移動時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）上、労働時間に該当すると考えるかどうか。

(答)

- ・ **貴見のとおり**。「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」（平成16年8月27日付け基発0827001号）において、「移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が、業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当するものである」とされている。

33

訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて（令和3年1月15日付け通知）（抄）

1 労働基準法上の取扱い

労働基準法上の取扱いについては、平成16年8月27日付け基発0827001号「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」（別添2）により示されているが、特に徹底すべき事項は以下のとおりであること。

(1) 移動時間及び待機時間（別添2の記2(2)ア及びウ関係）

移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が、業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当する。

例えば、訪問介護の業務に従事するため、事業場から利用者宅への移動に要した時間や一の利用者宅から次の利用者宅への移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には労働時間に該当する。（中略）

移動時間や待機時間が労働時間に該当する場合には、事業主はこれらを適正に把握、管理するとともに、当該時間に対して、賃金を支払う必要がある。（労働安全衛生法第66条の8の3、最低賃金法第4条）

2 介護報酬における取扱い

事業主にサービスの対価として支払われる訪問介護の介護報酬については、サービスに要する平均的な費用（労働時間に対して支払われる賃金等の人件費も含まれる）の額を勘案して包括的に単位設定しているものである。いずれにしても、上記1のとおり、**事業主は、移動時間や待機時間も含め、労働時間に対して適正に賃金を支払う必要があること。**

離島・中山間地域等に対する報酬加算

- 訪問系・通所系サービスについては、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合、介護報酬における加算で評価している。

（１）特別地域加算

※下線は、令和３年度介護報酬改定において新たに対象となったサービス

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。（15／100）
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 <u>夜間対応型訪問介護</u> 、 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u>
対象地域	①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域

（２）中山間地域等における小規模事業所加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。（10／100）
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 <u>夜間対応型訪問介護</u> 、 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u>
対象地域	①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域 （特別地域加算対象地域は除く。）

（３）中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。（5／100、（１）（２）と同時算定可。）
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、 <u>通所リハビリテーション</u> 、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 <u>夜間対応型訪問介護</u> 、 <u>地域密着型通所介護</u> 、 <u>認知症対応型通所介護</u> 、 <u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u>
対象地域	①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

基準該当サービスの実施状況

- 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「**基準該当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 基準該当サービスの指定・提供の流れは以下のとおりであり、実施保険者は、38都道府県・207保険者（全保険者の13.2%）。

基準該当サービスの提供までの流れ

- ① 都道府県が条例で、基準該当サービスに関する基準を定める
→ 条例内容は、国が厚生労働省令で定めている基準をもとに、各自治体の実情等を踏まえて定める。
- ② 市町村（保険者）は都道府県の条例に基づき、指定要件（人員基準、設備・運営基準）の緩和内容をサービスごとに決定

【短期入所生活介護の場合】

従業者	・医師 1 人以上 ・介護職員又は看護職員は、利用者 3 人に 1 人以上 （定員20人未満の併設事業所以外は、うち 1 人常勤）	・医師は不要 ・介護職員又は看護職員は、利用者 3 人に 1 人以上 （常勤要件なし）
廊下幅	1.8m以上 （中廊下は2.7m以上）	車いすでの円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積	1 人あたり10.65㎡	1 人あたり7.43㎡

- ③ 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、基準該当サービスの提供を開始

基準該当サービスの実施保険者数

実施保険者数		207（13.2%）
内訳	居宅介護支援	37
	訪問介護	81
	同居家族に対するヘルパー派遣	4
	訪問入浴介護	29
	通所介護	32
	福祉用具貸与	9
	短期入所生活介護	102
	介護予防支援	16
	介護予防訪問入浴介護	10
	介護予防福祉用具貸与	8
	介護予防短期入所生活介護	59

（出典）令和 2 年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和 2 年度介護保険事務調査（厚生労働省介護保険計画課調べ）

離島等相当サービスの実施状況

- 指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「**離島等相当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 離島等相当サービスの指定・提供の流れは以下のとおりであり、実施保険者は、以下14都道県・25保険者（全保険者の1.6%）。

離島等相当サービスの提供までの流れ

①

市町村（保険者）が地域独自の基準として、指定要件の内容を定める。

【離島等相当サービスにより緩和された指定基準の例】

訪問介護	・訪問介護員の配置基準を「任意」とする。 ・在宅で要介護3以上の同居者への家族介護をしている人を「みなし事業者」とする。
訪問看護	・看護職員の配置基準（常勤換算2.5人以上）を「常勤換算1.5人以上」とする。
短期入所生活介護	・医師、機能訓練指導員の配置基準を「任意」とする。 ・医務室の配置を「任意」とし、その他の設備は通所介護事業所の設備を活用することとする。

②

規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、離島等相当サービスの提供を開始

離島等相当サービスの実施保険者

北海道	奥尻町	高知県	いの町
	北見市	長崎県	長崎市
	西興部村		平戸市
秋田県	上小阿仁村		五島市
山形県	酒田市		西海市
福島県	鮫川村	熊本県	天草市
東京都	利島村	鹿児島県	十島村
	小笠原村		南種子町
滋賀県	近江八幡市	沖縄県	多良間村
岡山県	笠岡市		竹富町
山口県	萩市		与那国町
	岩国市		沖縄県介護保険 広域連合
香川県	高松市		

参照条文

○介護保険法(平成9年法律第123号)(抄)

(居宅介護サービス費の支給)

第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用(通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

二 (略)

5～12 (略)